

減免要件

区分	納税義務者	運転者	使用目的
本人運転 (身体障がい者等が自ら運転する場合)	「身体障がい者等本人」 または 「身体障がい者等と生計を一にする者」	「身体障がい者等本人」	特に問いません。
家族運転 (身体障がい者等のために生計を一にする者が運転する場合)	「身体障がい者等と生計を一にする者」	「身体障がい者等と同一生計の者」	専ら身体障がい者等の通学・通所・通院・生業のため
常時介護者運転 (身体障がい者等のみで構成される世帯で、身体障がい者等を常時介護する者が身体障がい者等が所有する車両を運転する場合)	「身体障がい者等本人」	「身体障がい者等を常時介護する者」	

障害の区分			障害の程度	
			本人運転	家族運転・常時介護者運転
身体障害者手帳	視覚障害		1級～3級 ・ 4級の1	1級～3級 ・ 4級の1
	聴覚障害		2級 ・ 3級	2級 ・ 3級
	平衡機能障害		3級	3級
	音声機能障害		3級(喉頭摘出の音声機能障害に限る)	
	上肢不自由		1級 ・ 2級	1級 ・ 2級
	下肢不自由		①1級～6級 ②7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級	①1級～3級 ②4～7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級
	体幹不自由		1級～3級 ・ 5級	1～3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級 ・ 2級	1級 ・ 2級
		移動機能	1級～6級	1～3級
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害		1級 ・ 3級	1級 ・ 3級
	肝臓の機能障害		1級～3級	1級～3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	1級～3級
戦傷病者手帳	視覚障害		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
	聴覚障害		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
	平衡機能障害		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
	音声機能障害		特別項症～第2項症(喉頭摘出の音声機能障害に限る)	
	上肢不自由		特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
	下肢不自由		特別項症～第6項症 ・ 第1款症～第3款症(旧第3款症は対象外)	特別項症～第3項症
	体幹不自由		特別項症～第6項症 ・ 第1款症～第3款症(旧第3款症は対象外)	特別項症～第4項症
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓の機能障害		特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
療育手帳			重度(A1 ・ A2)	重度(A1 ・ A2)
精神障害者保険福祉手帳			1級	1級